

支給手続きはじまりました！ 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

広報とうべつ6月号でもお知らせしている、「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」について、6月上旬に全世帯へ封書でご案内をしています。

給付金の対象になると思われる方で、給付申請を希望される場合は、必ず「申請書送付申込書兼同意書」（同封はがき）に署名と押印をいただき、6月30日までに返信をお願いしていたところです。

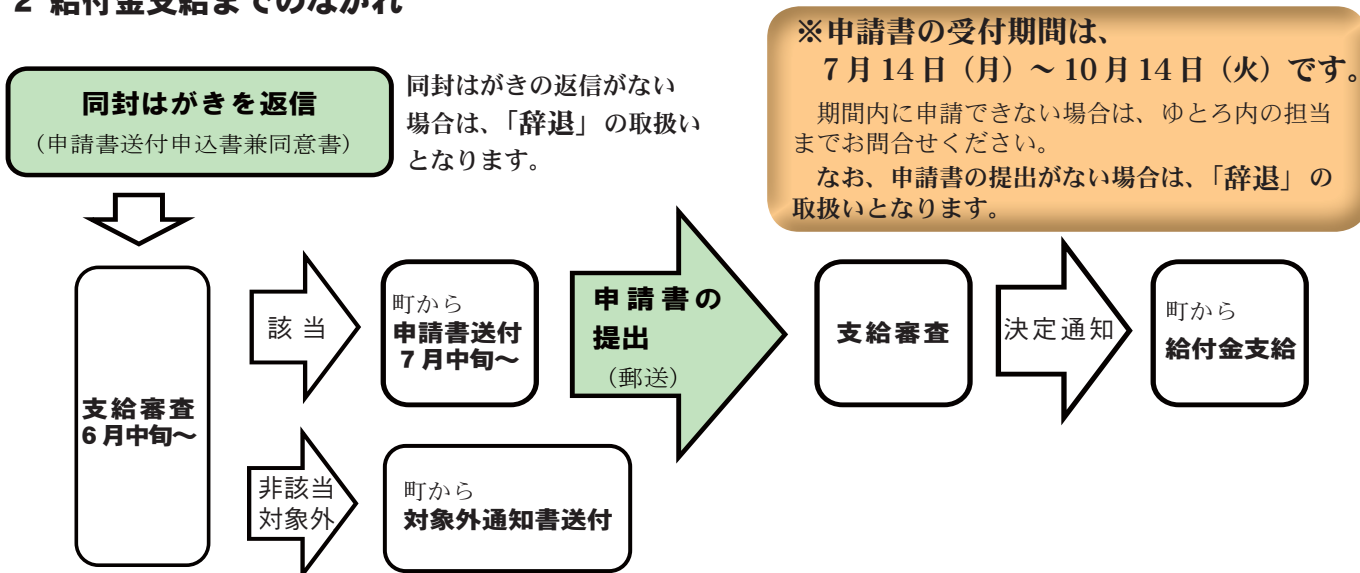
はがきの返信がまだお済みではない場合には、速やかに返信願います。なお、このはがきの返信だけでは、給付金は支給されませんので、ご注意願います。

1 支給対象者と給付額等について

（受け取ることができるのは、どちらか一つの給付金です）

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金	
		支給対象者	対象児童
基準日	平成26年1月1日	平成26年1月1日	
支給対象者	○住民基本台帳に記録されている方	○平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者等	○支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）対象となる児童等（平成26年1月1日生まれの児童を含む。）
支給対象とならない方	○生活保護被保護者	—	○臨時福祉給付金の対象者・生活保護被保護者
支給（税・所得）の要件	○平成26年度町民税（均等割）が課税されていない方で、課税されている方の扶養親族等に該当しない方	○平成26年の所得が児童手当の所得制限に満たない方	—
給付額	○1人につき1万円（別途、加算措置対象になる方には、5千円が加算されます。）	○対象児童1人につき1万円	—

2 給付金支給までのながれ



※公務員の方は、所属庁から交付されている「子育て世帯臨時特例給付金申請書」や「児童手当受給状況証明書」により、申請書の受付期間に申請してください。（「申請書送付申込書兼同意書」を返送のあった方には、別途返信用封筒を送付します。）

※平成26年1月2日以降に当別町へ転入された方は、前住所地での申請となりますので、具体的な申請期間や手続きについては、前住所地の所在市町村へお問合せください。

▼問合せ 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金実施本部（ゆとろ内・☎25 - 2667）